

第10編 保健衛生

衛保
生健

衛生総務

衛生統計

人口動態などの衛生統計調査を実施し、保健衛生行政を推進するための基礎資料としている。

主要死因死亡

主要死因のうち第1位は悪性新生物、第2位は老衰、第3位は心疾患で、三大死因が死亡数の約5割となっている。

人口動態統計の年次推移

年次	性別	出生	死亡	死産	婚姻	離婚
令和4年	計	1,875人	1,044人	42人	1,604件	334件
	男	948	501	—	—	—
	女	927	543	—	—	—
令和5年	計	1,751	1,064	29	1,544	372
	男	898	508	—	—	—
	女	853	556	—	—	—
令和6年	計	1,874	1,075	30	1,813	400
	男	925	507	—	—	—
	女	949	568	—	—	—

◎死産の男女は計上しない。
令和6年は概数

主要死因別死亡数

(令和6年・概数)

主 要 死 因	人 数	主 要 死 因	人 数
総 数	1,075人	心 疾 患 (高 血 圧 性 を 除 く)	144
敗 血 症	11	(主 要 内 訳)	(7)
結 核	0	急 性 心 筋 梗 塞	(53)
悪 性 新 生 物	283	そ の 他 の 虚 血 性 心 疾 患	(17)
(主 要 内 訳)	(7)	不 整 脈 お よ び 伝 導 障 害	(49)
口 唇 ・ 口 腔 お よ び 咽 頭 道	(8)	心 不 全	52
食 胃	27	(内 訳)	(6)
結 腸	26	く も 膜 下 出 血	(21)
直 腸 S 状 結 腸 移 行 部 お よ び 直 腸	15	脳 内 出 血	(25)
肝 お よ び 肝 内 胆 管	12	大 動 脈 瘤 お よ び 解 離	17
胆 の う お よ び そ の 他 の 胆 道	12	肺 性 閉 塞 性 肺 疾 患	45
膵	32	慢 性 閉 塞 性 肺 疾 患	10
気 管 、 気 管 支 お よ び 肺	46	ぜ っ せ ん 吸 器 系 の 疾 患	0
乳 子 房 宮 腺	23	そ の 他 の 呼 吸 器 系 の 疾 患	69
前 立 腺	5	肝 疾 患	14
悪 性 リ ン パ 腫	12	腎 不 全	16
糖 尿 病	13	老 不 慮 の 事 故	163
神 経 系 の 疾 患	39	(主 要 内 訳)	32
高 血 圧 性 疾 患	2	(交 通 事 故 殺 害)	(1)
		自 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症	20
		そ の 他 の 全 死 因	16
			129

主要死因順位の年次推移

順位 年次	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
令和4年	悪性新生物 25.8%	老衰 17.9	心疾患 11.3	その他の呼吸器系の疾患 6.4	脳血管疾患 5.0
令和5年	悪性新生物 29.7%	老衰 14.6	心疾患 11.9	その他の呼吸器系の疾患 6.0	脳血管疾患 5.4
令和6年	悪性新生物 26.3%	老衰 15.2	心疾患 13.4	その他の呼吸器系の疾患 6.4	脳血管疾患 4.8

◎「%」は死因別死亡数の割合。令和6年は概数

休日等診療

1 休日応急診療、休日応急歯科診療、休日応急調剤

日曜日、祝日、年末年始における急病患者に対する診療事業（内科・小児科・歯科）および調剤事業を、区内地区

医師会、歯科医師会および薬剤師会に委託して実施している。なお、内科・小児科および調剤については、土曜日の夜間診療も実施している。

また、入院施設を確保し、休日応急診療所からの転送に対応している。

休日診療実施体制

診療科目	診療場所	区分	診療時間	担当
内科 小児科	京橋休日応急診療所 （銀座1-25-3京橋プラザ内） ☎（3561）5171	休日	午前9時～午後5時	中央区医師会
	中央区休日応急診療所 （佃2-17-8） ☎（3533）3136	休日	午前9時～午後10時	
		土曜日	午後5時～10時	
	中央区医師会が指定する医療機関	入院	—	日本橋医師会
	日本橋休日応急診療所 （日本橋久松町1-2） ☎（5640）2570	休日	午前9時～午後10時	
		土曜日	午後5時～10時	
歯科	中央区休日応急歯科診療所 （明石町12-1中央区保健所内） ☎（3541）5420	休日	午前9時～午後5時	東京都中央区 京橋歯科医師会
	日本橋休日応急歯科診療所 （日本橋久松町1-2） ☎（5640）5256			お江戸日本橋 歯科医師会
調剤	中央区休日応急薬局 （佃2-17-8） ☎（3533）5170	休日	午前9時～午後10時	京橋薬剤師会
		土曜日	午後5時～10時	
	日本橋休日応急薬局 （日本橋久松町1-2） ☎（5640）9856	休日	午前9時～午後10時	日本橋薬剤師会
		土曜日	午後5時～10時	

◎区分の「休日」とは、日曜日、祝日、年末年始のこと

2 平日準夜間小児初期救急診療

小児の緊急診療体制を確保するため、中学生まで（15歳

以下）の急病患者に対する小児科診療事業を学校法人聖路加国際大学に委託して実施している。

診療科目	診療場所	区分	受付時間
小児科	中央区平日準夜間小児初期救急診療所 （明石町9-1 聖路加国際病院本館1階 救急外来） ☎（3541）5151	月～金曜日 （祝日、年末年始は除く）	午後6時45分～9時45分 （診療は午後7時から 10時まで）

◎令和7年7月1日から診療場所が変更

災害医療

応急救護連携会議

災害時の医療救護を迅速に行うため、災害時の参集方法や応急救護体制などの強化に向けた検討を行っている。

実施回数 年4回

災害時医療救護活動従事スタッフの登録

災害時の被害の状況によっては医療従事スタッフが不足することが予想されるため、区内医療関係団体の会員以外

の方をあらかじめ登録することにより、人員を確保し、医療救護所の円滑な運営を図る。

登録人数20人

内訳 医師5人、歯科医師3人、薬剤師8人

保健師2人、看護師2人

歯科保健

1 母子歯科健康診査

むし歯（う蝕）予防と健全な口腔機能の育成を目的に、乳児歯科相談・幼児歯科経過観察・幼児歯科相談（すくすく歯科相談）などの歯科健診および歯科相談を行っている。さらに、必要に応じ2歳7カ月未満の幼児にむし歯予防処置を実施している。

また、歯周疾患が発生しやすくなる妊産婦を対象に産前・産後歯科健診を実施している。

2 歯と口の健康づくりの推進

成人歯科健康相談をはじめ、講習会、よい歯の表彰など、歯科保健知識の普及啓発と歯科疾患の予防に努めている。

3 区民歯科健康診査

歯周病の早期発見と予防のため、20歳、25歳または30歳以上70歳以下の偶数歳の区民および前年度に受診対象年齢だった方で未受診の方を対象とした成人歯科健康診査を実施している。また、口腔機能低下の予防、窒息や誤嚥性肺炎の予防を図るため、72歳、74歳以上の区民および前年度に受診対象年齢だった方で未受診の方を対象とした高齢者歯科健康診査を実施している。

令和6年度実施人数

成人歯科健康診査 6,395人

高齢者歯科健康診査 3,672人

栄養指導

- 1 「中央区健康・食育プラン2024」に基づき、妊婦・乳幼児から高齢者までを対象に、疾病予防と健康増進を目的とした栄養相談や食生活に関する知識の普及、実践を促す講習会などを開催している。
- 2 区内給食施設における給食の質の向上を図るために指導助言・巡回・講習会を実施している。
- 3 栄養成分表示などの相談・指導を行っている。

栄養指導実施状況（令和6年度）

区分	総数	健康推進課	セントラル日本橋保健	セム島保健	セ晴海保健
個別栄養相談	5,706人	2,284	1,344	646	1,432
講習会など集団指導	256回	77	59	51	69
生活習慣病栄養相談	58人	32	7	11	8
生活習慣病予防教室	101人	14	31	29	27
食品表示など相談・指導	102件	102	—	—	—
健康づくり協力店登録件数	71件	71	—	—	—

精神保健福祉

こころの問題の早期発見・早期治療と社会復帰を支援するため、精神科専門医や保健師による相談を行っている。（255頁別表1・2参照）

自殺総合対策

自殺の実態について正しく理解し、自殺防止のため必要に応じて専門の相談窓口につなぐなど適切に対応できる人を養成するゲートキーパー養成講座を実施する他、東京都自殺予防月間の街頭キャンペーンや区内施設でのパネル展示、健康福祉まつりなどのイベントにおける普及啓発事業を実施している。

また、令和6年3月に国の「自殺総合対策大綱」や東京都の「東京都自殺総合対策計画」および区の実情などを踏まえ、「中央区自殺対策計画（第二次）」を策定し、自殺対策の取り組みを総合的に推進している。

別表1 専門医による精神保健福祉相談 (令和6年度)

区 分		総 数	健康 推進 課	セ ン タ ー 日 本 橋 保 健	セ ン タ ー 月 島 保 健	セ ン タ ー 晴 海 保 健
開 設 回 数		93回	36	21	24	12
実 人 数		119人	40	36	30	13
延 べ 人 数		123	41	37	32	13
内 容	認 知 症	1	0	0	1	0
	ア ル コ ー ル	11	0	0	10	1
	薬 物	0	0	0	0	0
	児 童・思 春 期	2	0	0	2	0
	健 康 づ く り	13	1	8	2	2
	統 合 失 調 症	5	1	2	1	1
	そ う う つ 病	30	6	11	11	2
	神 経 症	1	0	0	1	0
	そ の 他	58	33	16	4	5
社 会 復 帰		2	0	0	0	2

別表2 保健師による精神保健福祉相談 (面接・訪問・電話・関係機関連絡) (令和6年度)

区 分		総 数	健康 推進 課	セ ン タ ー 日 本 橋 保 健	セ ン タ ー 月 島 保 健	セ ン タ ー 晴 海 保 健
延 べ 人 数		7,212人	1,182	2,071	2,448	1,511
内 容	社 会 復 帰	3	0	2	0	1
	高 齢 者	185	2	96	85	2
	ア ル コ ー ル	149	75	21	6	47
	薬 物	81	1	0	5	75
	児 童・思 春 期	37	0	14	16	7
	健 康 づ く り	540	87	67	183	203
	う つ・う つ 状 態	1,129	204	439	288	198
	一 般 精 神	4,307	348	1,298	1,739	922
	そ の 他	781	465	134	126	56

保健福祉の相談

保健福祉の連携したサービスを提供するため、各種相談および申請手続きの支援、情報提供を行っている。

保健福祉相談件数 (令和6年度)

区 分	相談件数
健 康 推 進 課	1,298件
日 本 橋 保 健 セ ン タ ー	3,117
月 島 保 健 セ ン タ ー	3,522
晴 海 保 健 セ ン タ ー	1,980

難病患者福祉手当

「中央区難病患者福祉手当条例」に基づき、昭和51年4月から、難病患者の経済的負担を軽減するため、手当（月額15,500円）を支給している。

令和6年度 対象疾病 355 受給者数 993人

要介護者歯科保健医療推進事業

障害者および在宅要介護者などが身近な地域で、必要な歯科医療サービスの提供が受けられるように「かかりつけ歯科医」の紹介・相談窓口を設置している。

また、誤嚥性肺炎の予防、摂食・嚥下機能の回復、口臭の予防に効果がある口腔ケアの普及啓発を図っている。

令和6年度 紹介・相談件数 111件
(うち訪問診療 91件)

中央区保健所運営協議会

「地域保健法」に基づき、区内の地域保健および保健所の運営に関する事項を審議するために設置している。

なお、委員は30人以内をもって構成し、任期は2年である。(委員一覧は413頁参照)

小児がん等患児・家族宿泊施設の貸し付け

区内の医療機関に入院・通院し治療を受ける小児がんおよび難病の患児とその家族を支援するため、区立築地あかつき住宅（築地7-9-13）の一部を宿泊施設として、公益財団法人「がんの子どもを守る会」および特定非営利活動法人「ファミリーハウス」に1戸ずつ貸し付けている。

母子保健

母子健康手帳などの交付

妊娠の届け出があった者に対し、母子健康手帳を交付し、その際、妊婦健康診査受診票や赤ちゃん訪問連絡はがきなどを同封した「母と子の保健バッグ」を交付している。

妊娠届け出数（転入者除く）（令和6年度）

区 分	届 け 出 数
総 数	2,170人
健 康 推 進 課	466
日 本 橋 保 健 セ ン タ ー	701
月 島 保 健 セ ン タ ー	241
晴 海 保 健 セ ン タ ー	762

母子健康診査

妊婦健康診査

母体や胎児の健康を守るために妊婦健康診査を医療機関に委託し、母子感染予防のためのB型肝炎・HTLV-1の検査を含む14回（多胎児の場合は19回）の健康診査費用の一部助成を行うとともに、超音波検査を実施している。

また、里帰り出産をした場合、都外の医療機関などで受診した妊婦健康診査費用の一部を助成している。

乳幼児健康診査

乳幼児の心身の成長過程において、特に重要な時期に健康診査を実施している。

3～4カ月児と3歳児の健康診査（内科）は保健所・保健センターで行い、6～7カ月児と9～10カ月児の健康診査（内科）および1歳6カ月児の健康診査（内科）は医療機関に委託して行っている。

なお、平成31年4月1日から聴覚障害の早期発見・早期療育を図るために、新生児聴覚検査を医療機関に委託し実施するとともに、生後50日以内に受診した初回の検査について対象児一人につき1回3,000円を上限に公費負担している。

1歳6カ月児、3歳児は歯科健康診査と必要に応じ心理相談を行い、3歳児については視力検査、聴覚検査も実施している。

また、保健所および保健センターで実施する各健康診査時に、健康相談・栄養相談など育児に関する相談を行っている。

母子健康診査受診者数（令和6年度）

区 分		総 数	健康推進課	日本橋保健センター	月島保健センター	晴海保健センター
妊 婦 健 康 診 査		22,143	—	—	—	—
妊 婦 超 音 波 検 査		7,431	—	—	—	—
子 宮 頸 がん 検 診		1,918	—	—	—	—
乳 児 健康診査	3～4カ月	1,805（46）	344	546	233	682
	6～7カ月	1,834	—	—	—	—
	9～10カ月	1,749	—	—	—	—
1歳6カ月児健康診査		1,618	—	—	—	—
3歳児健康診査		1,652（250）	358	449	220	625

◎（ ）は精密健康診査受診者数の内数である。

母子保健指導

新生児等訪問指導

出生通知の届け出があった全新生児を対象に、保健師などが訪問し、発育・授乳・病気の予防などの育児について相談を行っている。

プレママ教室（母親学級）など

(1) プレママ教室（母親学級）

母親の出産準備への不安を取り除くため、3日間にわたり妊娠、出産、育児に関する情報提供と相談対応を医師・保健師・管理栄養士・歯科衛生士などが行っている。

また、就業している妊婦を対象に土曜日（1日制）も行っている。

(2) パパママ教室（両親学級）

はじめての出産を迎える妊婦（安定期に入った20週から36週未満）とそのパートナーを対象に、出産の不安を和らげるための情報提供や、リラクゼーション法・沐浴などの講習を行っている。

ママとベビーのはじめて教室

産後2～3カ月の母親で、新生児訪問で未訪問の方などを対象に、育児に関する不安や悩みを取り除くために講習を行うとともに、臨床心理士・助産師・保健師がさまざまな相談に応じている。

ママとベビーのはじめて教室実施状況（令和6年度）

区 分	回 数	参加人数
総 数	48回	232人
健 康 推 進 課	12	39
日 本 橋 保 健 セ ン タ ー	12	56
月 島 保 健 セ ン タ ー	12	50
晴 海 保 健 セ ン タ ー	12	87

乳幼児健康相談

乳幼児を対象として、子どもの成長・発達・育児の不安や子育てに関する相談に、小児科医・保健師・管理栄養士・心理職などが応じている。

アレルギー専門相談

日本橋・月島・晴海保健センターで、アレルギー性疾患に悩む就学前の乳幼児および保護者に対し、専門医による療養相談および保健師による保健指導を行っている。

また、日本橋保健センターでアレルギー性疾患の現状と最新の治療状況などについての講演会を行っている。

アレルギー専門相談実施状況（令和6年度）

区 分	回 数	相談人数
日 本 橋 保 健 セ ン タ ー	2回	9人
月 島 保 健 セ ン タ ー	2	3
晴 海 保 健 セ ン タ ー	2	4

生活衛生

環境衛生

環境衛生関係施設の営業許可及び監視指導

理容所、美容所、クリーニング所、公衆浴場、ホテル・旅館、興行場、プールの営業の許可や確認、特定建築物や小規模給水施設など多人数が利用する環境衛生関係施設の届け出受理を行っている。

また、住民の生活に密接な関係のある環境衛生関係施設は、衛生水準の確保が特に重要なため、日常的に監視指導を実施している。

特定建築物の監視指導

建築物の延べ面積が3,000㎡以上10,000㎡以下で多数の者が利用する特定建築物について、施設検査（立ち入り検査および書類審査）などを実施し、衛生上の正しい知識の啓発、相談および必要な助言・指導を行うことにより、衛生的な環境の確保を図っている。

なお、10,000㎡を超えるものについては、都が監視指導

子どもの事故防止対策

各種健康診査時などにおいて、発達段階に応じた事故防止の啓発活動を行い、事故を未然に防ぎ、子どもの健全育成を推進している。

産後ケア事業

産後の母親とその子に対し、母親の休養の機会を提供するとともに、心身のケア、育児の支援その他必要な支援を行うため、産後ケア事業を実施している。

妊婦等包括相談支援事業・妊婦のための支援給付

妊娠期から出産・子育てまで一貫して相談に応じ、ニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援と、経済的支援を一体的に実施している。

バースデーサポート

2歳を迎える子どもがいる世帯にWebカタログギフトを支給するとともに、必要な子育て支援の情報提供や状況把握などを実施している。

特定不妊治療費（先進医療）助成

保険適用された特定不妊治療（体外受精および顕微授精）と併せて行った先進医療費について、経済的負担の軽減を図るために費用の一部を助成している。

医療給付

母子の健康増進のため、未熟児養育医療費および妊娠高血圧症候群等医療費の医療給付を行っている。

を実施している。

特定建築物の衛生管理講習会

特定建築物（延べ面積10,000㎡以下のもの）の所有者・管理者などに対して、建築物の衛生管理についての講習会などを適宜開催し、ビル環境の現状・課題および解決方法などの提示、法改正ならびに最新の技術情報の提供を行っている。

飲料水の水質検査

ビル、マンションなどの飲料水の安全性を確保し、水質の異常や汚染事故を未然に防ぐために11項目の水質検査を行っている。

平成8年度から、小規模ビルを対象に、毎年期間を設け、採水の出張サービスや割引料金による水質検査勸奨事業を実施している。

住宅宿泊事業の届け出受理

「住宅宿泊事業法」に基づき、区内で住宅宿泊事業を実施しようとする事業者からの届け出の受理を行っている。

環境衛生関係施設などの業態別監視指導状況
(令和6年度)

業 態 別		施設数	監視指導件数
理 容 所		168件	10件
美 容 所		1,147	141
クリーニング所		308	33
コインオペレーション クリーニング営業施設		40	7
興 行 場		38	3
旅 館	旅館・ホテル	209	89
	簡易宿所	17	0
公衆浴場	普通（銭湯など）	8	12
	その他 （サウナなど）	63	7
プール	許可（営業）	15	18
	届け出（学校）	25	26
水道施設	専用水道	1	0
	簡易専用水道	1,604	6
	小規模給水施設	5,001	13
温泉利用施設		3	5
墓地・納骨堂		9	0
特定建築物	3,000～10,000㎡	734	9
	10,000㎡を超えるもの	271	0

特定建築物の監視指導状況（延べ床面積10,000㎡以下）
(令和6年度)

施設数	監視指導件数	内 訳	
		立ち入り検査数	書類審査数
734件	9件	9	0

飲料水の水質検査（簡易検査）の実施状況
(令和6年度)

受付数	水質基準に適合	水質基準に不適合
119件	105	14

住宅宿泊事業の届け出受理数（令和6年度）

区分	新規 届け出数	廃止 届け出数	届け出 住宅数
住宅宿泊事業 届け出受理件数	14件	1	99

食品衛生

営業許可

食品衛生法に基づく飲食店営業などについて、申請受付

後実地検査を実施し、営業の許可業務を行っている。

監視指導

飲食に起因する衛生上の危害の発生を未然に防止し、安全で安心できる食品を提供するため、毎年度、「食品衛生法」に基づき、区民の意見を反映した「食品衛生監視指導計画」を策定し、公表している。この計画に基づき食品関連施設に立ち入り、食品の衛生的な取り扱い、設備の清潔保持などについて監視指導を行い、食品の安全を確保している。

特に、夏期には過去に食中毒の発生が多かった業態を中心に、歳末には正月用品の製造業・販売業を対象に監視指導を強化している。

また、食品関連事業者や従事者などに対して食品衛生講習会を行い、知識の向上を図るとともに、区内食品関連事業者に対してH A C C P（※）の考え方を取り入れた衛生管理の導入の支援、指導を行っている。

さらに、食品関連事業者の食品衛生の向上に関する自主的な活動を促進するため、飲食店営業者などに「食品衛生推進員」を委嘱し、衛生の向上を図り区民などの食生活の一層の安全確保に努めている（推進員一覧は403頁参照）。

※ HACCP（Hazard Analysis and Critical Control Point）とは、食中毒などの健康被害を引き起こす可能性のある危害要因（ハザード）を科学的根拠に基づき管理する方法である。

業態別食品関連施設数および監視指導状況
(令和6年度)

業態別	施設数	監視指導件数
総 数	19,076件	5,337件
飲 食 店 営 業 （ 喫 茶 店 営 業 含 む ）	11,070	3,207
菓 子 製 造 業	764	213
食 肉 販 売 業	304	108
魚 介 類 販 売 業	272	483
そ の 他 の 販 売 ・ 製 造 業	942	293
集 団 給 食 施 設	326	166
ふ ぐ 取 扱 所 な ど	343	85
食 鳥 処 理 業	20	23
営 業 届 出	5,035	759

食品衛生啓発事業実施状況（令和6年度）

食品衛生講習会		出前講座		リスクコミュニケーション※	
74回	2,307人	1回	150人	1回	103人

※区民、食品関連事業者および行政の担当者による意見交換

食品などの検査

適正かつ安全な食品の流通を確保するため、「食品衛生法」や「食品表示法」に基づき、区内における食品の調理業・製造業および販売業で取り扱っている食品などを収去し、細菌検査および食品添加物などの化学検査を実施している。

食品などの検査状況（令和6年度）

検査項目	検体数	備 考	
		違反数※	中央区指導基準不適合数
総 数	390件	0件	31件
細菌検査	326	0	31
化学検査	64	0	—

※「食品衛生法」または「食品表示法」に違反した数

食中毒発生状況（令和6年度）

発生月	原因食品	原因物質	患者数
5月	会食料理	アニサキス	1人
10月	会食料理	カンピロバクター	8
11月	ぶりの照り焼き	ヒスタミン	20
12月	牡蠣のワイン蒸し	ノロウイルス	9
12月	会食料理	カンピロバクター	5
12月	生食用殻付きカキ	ノロウイルス	9
1月	会食料理（生食用殻付きカキを含む）	ノロウイルス	8
2月	会食料理	ノロウイルス	5
2月	会食料理	ノロウイルス	12
2月	生食用殻付きカキ	ノロウイルス	3
3月	会食料理（生食用殻付きカキを含む）	ノロウイルス	7
3月	刺身盛り合わせ	アニサキス	1

ねずみ・衛生害虫の防除

衛生的で住みよい住環境をつくるため、感染症を媒介するねずみ・蚊・ハエなどの防除を実施している。

また、年間を通して、ねずみなどによる被害の防止、駆除方法に関する相談を受け付けている。

ねずみ駆除

通年で、公共の道路の植え込みなどの巣穴に殺そ剤を投入するとともに、毒餌ボックスを設置して、駆除作業を実施している。また、11～3月に公共の汚水ますなどに捕そ器を設置して駆除作業を実施している。

ねずみ駆除作業実施状況（令和6年度）

実施期間	捕そ器設置数	死そ数
11～3月	4,680台	40匹

地域ねずみ防除促進事業

地域に生息するねずみ防除の促進を図るため、町会・自治会・商店街および地域団体に対し、ねずみ防除に係る経費の一部を補助するとともに、ねずみが生息しにくい環境整備の取り組みを支援している。

衛生害虫駆除

4～10月に公共の道路などの雨水ますに薬剤を投入して定期的に蚊の駆除作業を実施している。

ハチに係る相談など

ハチに係る相談対応を行っている。ハチの巣の場所が、目視で確認でき、除去が困難な場所でない場合は、巣の除去を実施している。

防除講習会・個別相談会

ねずみや蚊の発生源の除去や被害防止の工夫、効果的な粘着シート、殺そ剤、殺虫剤の使い方などの講習会を出張方式により実施している。また、ねずみが生息しにくい環境づくりを支援するため、ねずみ個別相談会も開催している。

動物愛護

狂犬病予防

狂犬病予防法に基づき、飼い犬の登録と年1回の狂犬病予防注射を徹底するよう周知を図っている。また、犬の登録と注射済票交付の管理を行うとともに、毎年4月に獣医師会の協力のもと、狂犬病予防注射と注射済票交付をあわせて行う集合注射を実施している。

飼い犬の登録頭数など（令和6年度）

登録頭数	注射済票交付数		こう傷事故数
7,624頭	新 規	再交付	6件
	5,118件	24件	

動物との共生推進員制度

「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現に向けて、動物愛護管理の取り組みを地域における協力体制のもと推進するため、区民や獣医師、動物愛護団体構成員などで構成する「動物との共生推進員」（48人）を委嘱している。

飼い主の遵守事項などの普及啓発

犬のしつけ方教室、動物愛護講演会、ペット同行避難訓練の実施や巡回パトロールによる飼い主のマナー啓発、各種リーフレットの配布などを通じて、ペットの適正飼養や飼い主としての災害への備えについて普及啓発を行っている。

令和6年度 犬のしつけ方教室
開催回数7回 参加者数 延べ61人

地域における動物の相談支援体制

動物に関する問題について、区民が身近な地域で相談でき、支援を受けられるようにするため、区と連携して動物愛護管理に関する施策を推進しているボランティア団体「動物と暮らしやすいまちづくり会」を窓口として相談を受ける体制を整備している。

飼い主のいない猫に関する助成

区内に生息している飼い主のいない猫の保護活動の促進と公衆衛生環境の維持・向上を図るため、飼い主のいない猫に関する各種費用の助成を行っている。

- ア 去勢・不妊手術費
飼い主のいない猫に行く去勢・不妊手術の費用
令和6年度助成頭数 オス4頭 メス1頭
- イ 負傷した猫の治療費など
動物との共生推進員が保護した飼い主のいない猫が負傷していた場合の治療などに要する費用
令和6年度助成頭数 0頭
- ウ 健康診断・予防接種費
飼い主のいない猫を譲渡につなげるためにシェルターで保護した際に行った健康診断および予防接種に要する費用（保護の期間が1年以上経過している猫が対象）
令和6年度助成頭数 3頭
- エ 動物病院における隔離費
飼い主のいない猫を譲渡につなげるためにシェルターで保護する際に必要な動物病院での隔離に要する費用
令和6年度助成頭数 17頭
- オ 保護シェルターの運営費など
飼い主のいない猫を譲渡につなげるためにシェルターで保護する際のシェルターの運営、開設及び移設に必要な費用
令和6年度運営費助成件数 2カ所（延べ24月）

晴海臨海公園内の猫の保護施設

保護シェルターで飼い主のいない猫を保護できない場合に、受け入れ可能になるまでの一時的な保護を行う施設を設置している。

医事・薬事

医 事

「医療法」などに基づく医療関係施設の開設・廃止・各種届け出の受理および許可事務の他、施設の管理状況などについての監視指導を行っている。また、医療相談窓口を開設し、相談員が対応している。

医療関係施設数 （令和7年3月31日現在）

合 計	1,821件
病 院	4
診 療 所	842
歯 科 診 療 所	474
助 産 所	14
施 術 所	450
歯 科 技 工 所	29
衛 生 検 査 所	8

医療相談窓口の相談件数 （令和6年度）

	合 計	相 談	苦 情
合 計	371件	215	156
診 療 所	166	60	106
歯 科 診 療 所	71	32	39
病 院	9	8	1
そ の 他 の 施 設	125	115	10

薬 事

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」などに基づき、薬局・店舗販売業・麻薬小売業・医療機器の販売業・貸与業の許可・届け出などの受理および監視指導を行っている。また、医薬品などの収去検査も行っている。

施設数および監視指導状況
（令和7年3月31日現在）

業 種	施設数	監視件数
薬 局	149件	71件
店 舗 販 売 業	98	42
麻 薬 小 売 業	125	83
薬 局 製 造 製 造 業	14	1
販売医薬品 製造販売業	14	1
高 度 管 理 販 売 業	544	125
医療機器等 貸 与 業	430	91
管 理 販 売 業	1,871	62
医 療 機 器 貸 与 業	1,059	62

毒物・劇物

「毒物及び劇物取締法」に基づき、毒物劇物販売業の登録および監視指導、ならびに業務上取扱者の監視指導を行っている。

施設数および監視指導状況
（令和7年3月31日現在）

業 種	施設数	監視件数
一 般 販 売 業	761件	190件
農 業 用 品 目 販 売 業	3	2
特 定 品 目 販 売 業	2	2
業 務 上 取 扱 者	41	26

有害物質を含有する家庭用品の規制

繊維製品、エアゾール製品や洗剤などに含まれるホルムアルデヒドなどの化学物質による健康被害を防止するため、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づく規制対象品を区内の販売店から購入し、有害物質の検査などを行っている。

受動喫煙防止対策

受動喫煙防止対策

「健康増進法」および「東京都受動喫煙防止条例」に基づき、飲食店などの多数の人が利用する施設の管理者が受動喫煙防止対策を適切に講じることができるよう、指導・監督を行っている。

専門アドバイザーの派遣

受動喫煙に関する専門的な知識経験のある労働衛生コンサルタントを専門アドバイザーと位置づけ、必要に応じて現地に派遣し施設の管理者に対する助言・指導を行っている。

屋外喫煙対策の推進

「中央区受動喫煙防止対策の推進に関する条例」および「中央区歩きタバコ及びポイ捨てをなくす条例」に基づき、

喫煙者や施設の管理者に対し、歩きタバコや公共の場所での喫煙の原則禁止、受動喫煙の防止への配慮などの中央区タバコルール の遵守を徹底することを目的に、区内全域を対象に巡回パトロールを実施するとともに、同ルールを周知するため、立看板の設置・路面シートの貼付などを行っている。

また、定期的に関係機関などと連携した合同パトロールを実施し、受動喫煙による健康リスクについての理解促進や中央区タバコルール の普及啓発を図っている。

指定喫煙場所の整備

区による新設や事業者による設置・維持管理に係る経費の助成を行うことにより、指定喫煙場所の整備を進め、分煙環境の確保を図っている。

指定喫煙場所 70カ所（令和7年3月31日現在）
区営 21カ所（うちコンテナ型8カ所）
民間 49カ所

公衆喫煙場所設置等助成金

区 分	助成対象経費	限度額
設 置 経 費	工事費、備品購入費等	1,000万円
維持管理経費	清掃、ごみ処理委託費等	年180万円

予防衛生

感染症予防

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、感染症の拡大防止、感染症発生時の的確な対応、感染症対策に係る区内関係機関との情報の共有化および連携・協力体制の強化を図っている。

感染症発生届け出状況（令和6年度）

分 類	件 数
総 数	292件
一類感染症（エボラ出血熱など）	0
二類感染症（急性灰白髄炎（ポリオ）など）	0
三類感染症（腸管出血性大腸菌感染症など）	8
四類感染症（レジオネラ症など）	5
五類感染症（アメーバ赤痢、梅毒など）	279
新型インフルエンザ等感染症	0

- ◎「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく分類
- ◎中央区保健所が医療機関から届け出を受理した件数
- ◎二類感染症件数は結核を除く。

予防接種

「予防接種法」などに基づく小児への定期予防接種として、ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎（ポリオ）、麻しん、風しん、日本脳炎、破傷風、結核（BCG）、Hib 感染症、小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス（HPV）感染症、水痘、B 型肝炎、ロタウイルス感染症の接種を実施している。また、平成28年度から里帰り先などで接種した小児の定期予防接種費用の全額または一部を助成している。

65歳以上の高齢者などに対しては、季節性インフルエンザ、高齢者の肺炎球菌感染症の定期予防接種を実施しており、令和7年度からは带状疱疹の定期予防接種も実施している。高齢者肺炎球菌定期予防接種については、令和3年度から自己負担額を軽減し、接種率の向上を図っている。

新型コロナワクチン接種については、令和3年5月1日から令和6年3月31日まで全額公費による特例臨時接種を実施していた。令和6年度からは、10月1日から3月31日までの期間で、65歳以上の高齢者などに対して定期予防接種を実施している。

また、平成24年度から満1歳から小学校就学前年度までの幼児を対象におたふくかぜワクチンの任意予防接種費用の一部を助成し、平成27年度から助成回数を1回から2回に拡充して実施している。

先天性風しん症候群対策として、平成25年度から風しん含有ワクチンの任意予防接種費用の助成を実施している。平成26年度からは、抗体検査の費用助成を19歳以上の妊娠を予定または希望している女性とその同居者、妊婦の同居者を対象に実施するとともに、抗体価が十分でなかった方へのワクチン接種費用の助成を実施している。

令和5年度から、50歳以上の区民を対象に带状疱疹の任意予防接種費用の一部助成を実施するとともに、令和7年度からは带状疱疹の定期予防接種化に伴い、本事業の対象者を、定期予防接種の対象者を除く50歳以上65歳未満の区民に変更し、実施している。

令和6年度には、66歳以上で高齢者肺炎球菌定期予防接種の機会を逃した区民を対象に高齢者肺炎球菌ワクチンの任意予防接種費用の一部助成を実施した。

また、令和6年度からは、10月1日から1月31日までの期間で、生後6カ月から高校3年生相当までの区民を対象にインフルエンザワクチンの任意予防接種費用の一部助成を実施している。

さらに、令和7年度からは、小学校6年生から高校1年生相当までの男性を対象にヒトパピローマウイルス感染症ワクチンの任意予防接種費用の助成を実施している。

予防接種スケジュールの情報提供

乳幼児の保護者の負担軽減と接種忘れを防止するため、スマートフォンなどを利用して予防接種スケジュールの自動生成と接種時期の勧奨、区からの母子保健や感染症流行などの情報をメールで配信するサービスを実施している。

新型インフルエンザ等への対策

「中央区新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、平常時には区職員に対する訓練の実施などを通じた体制の整備や関係機関との調整などの対策を推進するとともに、感染症発生動向調査などにより発生動向の監視を行う。

新型コロナウイルス感染症については、令和2年2月に指定感染症として定められ、届出対象の感染症に該当するとともに、積極的疫学調査、就業制限、入院の勧告・措置、搬送等の対象となり、令和3年2月からの新型インフルエンザ等感染症への指定を経て、5類感染症の定点報告対象となる令和5年5月8日までの間、継続して患者対応にあたった。

新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、新たに「中央区感染症予防計画」を策定し、デジタル技術の活用促進や人材育成による平時からの保健所体制の強化を図ることのほか、新型インフルエンザなどを含む新興感染症発生時に備え、区の職員に対する研修および訓練の回数や、感染症対応を行う人員体制についての数値目標などを設定した。また、区の新型コロナウイルス感染症対応のこれまでの取組をまとめた「新型コロナウイルス感染症対策の記録」を作成した。

「中央区新型インフルエンザ等対策行動計画」、「中央区感染症予防計画」、「新型コロナウイルス感染症対策の記録」を基に、新型インフルエンザなどを含む新たな感染症が発生した場合においても、東京都をはじめとする関係機関と連携しながら、区民一人一人への感染症対策を適切に講じていく。

主な定期予防接種の種類と接種対象者、回数

根拠	種 類	接 種 対 象 者		接種回数
予 防 接 種 法	DPT-IPV - Hib（五種混合） ジフテリア・百日せき・破傷風・急性灰白髄炎（ポリオ）・Hib 感染症	1期 生後2カ月以上 90カ月（7歳6カ月）未満の方	初回接種 20日以上の間隔をおいて接種（標準は生後2カ月以上7カ月未満） 追加接種 初回接種終了後6カ月以上の間隔をおいて接種（標準は初回接種終了後6カ月以上18カ月未満の間隔をおいて接種）	3回 1
	DT（二種混合） ジフテリア・破傷風	2期 11歳以上13歳未満の方（標準は11歳）		1
	※1 ※2 MR 麻しん・風しん	1期 生後12カ月以上24カ月未満の方 ※1 2期 5歳以上7歳未満であつて、小学校就学前年度の方 ※1		1 1
	※3 日本脳炎	1期 生後6カ月以上 90カ月（7歳6カ月）未満の方 2期 9歳以上13歳未満の方（標準は9歳）	初回接種 6日以上の間隔をおいて接種（標準は3歳） 追加接種 初回接種終了後6カ月以上の間隔をおいて接種（標準は4歳）	2 1 1
	結核（BCG）	1歳未満の方（標準は生後5カ月以上8カ月未満）		1
	小児の肺炎球菌感染症	生後2カ月以上5歳未満の方（接種開始月齢により接種回数が異なる）	初回接種 27日以上の間隔をおいて接種（標準は接種開始月齢が生後2カ月以上7カ月未満） 追加接種 初回接種終了後60日以上の間隔をおいて生後12カ月以降に接種（標準は生後12カ月以上15カ月未満）	3 （標準） 1 （標準）
	※4 ヒトパピローマウイルス（HPV）感染症	小学校6年生から高校1年生相当の年齢の女性（標準は中学校1年生の間に接種） ◎接種するワクチンや接種開始年齢によって接種間隔や接種回数が異なる。		2回または3回
	水痘	生後12カ月以上3歳未満の方（標準は接種開始月齢が生後12カ月以上15カ月未満）		2
	B型肝炎	1歳未満の方（標準は生後2カ月以上9カ月未満）		3
	ロタウイルス感染症	(1)経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン（ロタリックス） 生後6週0日後から24週0日後までの方		2
		(2)5価経口弱毒生ロタウイルスワクチン（ロタテック） 生後6週0日後から32週0日後までの方		3
	※5 高齢者の肺炎球菌感染症	(1)65歳の方 (2)60歳以上65歳未満の心臓、腎臓もしくは呼吸器機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害を有する身体障害者手帳1級相当をお持ちの方		1
	高齢者のインフルエンザ	(1)65歳以上の方 (2)60歳以上65歳未満の心臓、腎臓もしくは呼吸器機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害を有する身体障害者手帳1級相当をお持ちの方		年1回
	新型コロナウイルス感染症	(1)65歳以上の方 (2)60歳以上65歳未満の心臓、腎臓もしくは呼吸器機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害を有する身体障害者手帳1級相当をお持ちの方		年1回
	※6 带状疱疹	(1)65歳の方 (2)60歳以上65歳未満のヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害を有する身体障害者手帳1級相当をお持ちの方		1回または2回

- ※1 麻しんおよび風しんについては、MRワクチンの偏在などが生じたことを理由にワクチンの接種ができなかった第1期対象者（令和6年度内に生後24カ月に達する、または達した方）、第2期対象者（令和6年度における第2期の対象者）は、2年間接種期間が延長され、令和9年3月31日まで接種をすることができる。
- ※2 風しん第5期については、令和7年3月31日で終了したものの、MRワクチンの偏在などが生じたことを理由にワクチンの接種ができなかった昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性で、令和6年度末までに抗体検査を実施した結果、風しんの抗体が不十分な方は、2年間接種期間が延長され、令和9年3月31日まで接種をすることができる。
- ※3 日本脳炎については、厚生労働省の通知を受け、平成17年5月30日から積極的勧奨を差し控えていたが、平成22年度から積極的勧奨を再開した。なお、平成21年度まで実施された積極的勧奨の差し控えにより接種不足がある方は、特例対象として接種期間が緩和されている。平成7年4月2日から平成19年4月1日生まれの方は1期・2期の接種不足分を20歳未満まで接種状況に応じて規定の回数を接種することができる。
- ※4 平成25年6月14日に厚生労働省から発出された通知を受け、接種の勧奨を差し控えていた。その後、最新の知見を踏まえ、改めてワクチンの安全性について特段の懸念が認められないことが確認され、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ることなどが認められたため、令和3年11月26日に発出された厚生労働省の通知を受け、令和4年4月から積極的勧奨を再開した。
- ※5 過去に23価肺炎球菌ワクチンを接種している方は、定期予防接種の対象外となる。
- ※6 带状疱疹は令和7年4月1日から定期予防接種に追加された。带状疱疹の対象者については、令和11年度まで経過措置があり、当該年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる方が対象となる。また、令和7年度に限り、101歳以上の方も対象となる。

任意予防接種の種類と接種対象者・実施状況 (令和6年度)

予防接種名など	接種対象者	実施状況
おたふくかぜ(2回) 一部助成	1回目 満1歳～小学校就学前年度の方 2回目 小学校就学前年度の方	延べ 3,334人
風しん抗体検査 全額助成	風しん未罹患、未接種、未検査(罹患・接種・検査歴不明)で次のどちらかに該当する19歳以上の区内在住者 (1) 妊娠を予定または希望している女性とその同居者 (2) 妊婦の同居者	530人
風しん予防接種 全額助成	(1) 上記の抗体検査で抗体価が十分でないとされた方 (2) 妊婦健診などで風しん抗体価が十分でなかった方 (ただし、接種時に妊娠していない方)	438人
帯状疱疹 一部助成	(1) 50歳以上の方で中央区に住民登録がある方 (2) これまでに本事業による助成を受けたことがない方	延べ 2,530人
高齢者の肺炎球菌感染症 一部助成 ※令和6年度に実施	(1) 66歳以上の方で中央区に住民登録がある方 (2) 23価高齢者肺炎球菌ワクチンの接種をしたことのない方	68人
小児のインフルエンザ 一部助成	生後6カ月～高校3年生相当の方で中央区に住民登録がある方	延べ 21,100人

予防接種実施状況 (令和6年度)

区 分		計	区民 区内接種	区民 区外接種
種 別				
ジフテリ 百 日 せ 破 傷 風 ポ リ オ H i b 感染症	第1期	人 5,331	4,955	376
ジフテリ 百 日 せ 破 傷 風 ポ リ オ	第1期	2,430	2,318	112
ジフテリ 百 日 せ 破 傷 風	第1期	3	3	0
不 活 化 ポ リ オ		6	6	0
ジフテリ 破 傷 風	第2期	1,161	1,143	18
M R (麻しん・風しん)	第1期	1,778	1,728	50
	第2期	1,619	1,575	44
麻 し ん	第1期	0	0	0
	第2期	0	0	0
風 し ん	第1期	0	0	0
	第2期	0	0	0
日 本 脳 炎	第1期	4,972	4,867	105
	第2期	1,642	1,611	31
結 核 (B C G)		1,902	1,818	84
H i b 感 染 症		2,147	2,030	117
小児の肺炎球菌感染症		7,488	6,994	494
ヒトパピローマウイルス (HPV) 感染症		4,832	4,669	163
水 痘		3,432	3,359	73
B 型 肝 炎		5,673	5,256	417
ロ タ ウ イ ル ス 感 染 症		4,299	3,944	355
高齢者の肺炎球菌感染症		328	318	10
高齢者のインフルエンザ		13,855	12,912	943
新型コロナウイルス感染症		7,873	7,333	540
M R (任意)	第1期	7	7	0
麻しん (任意)		0	0	0
M R (任意)	第2期	11	11	0
麻しん (任意)		0	0	0
M R (任意)	第3期	3	3	0
麻しん (任意)		0	0	0
M R (任意)	第4期	0	0	0
麻しん (任意)		0	0	0

◎「区民区内接種」は、中央区内の医療機関で中央区民が接種した件数
「区民区外接種」は、中央区外の医療機関で中央区民が接種した件数

エイズ・性感染症

匿名・無料による HIV 抗体検査と梅毒、性器クラミジア感染症、淋菌の検査および相談や感染予防のための普及啓発を行っている。

エイズ相談および血液検査実施状況 (令和6年度)

区 分	計	健 康 推 進 課	日本橋保健 センター	月島保健 センター	晴海保健 センター
相談件数	9 件	9	0	0	0
採血件数	352	352	—	—	—

結核予防

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、結核患者の早期発見と感染拡大防止、発病防止のため、結核患者家族および患者と接触のある方に対する健康診断、結核登録患者の管理検診を行っている。結核患者に対しては、登録管理、適切な治療のための指導および申請に基づく医療費公費負担を行っている。

また、「予防接種法」に基づき、BCGの接種を行っている。

新登録結核患者の登録時活動性分類 (令和6年1月1日～12月31日)

総 数	肺結核活動性						肺外結核活動性	潜在性結核 （別掲）
	活肺 動性結 核 総 数	咯痰塗抹陽性			結核 その他 菌陰性 その他			
		総 数	初 回 治 療	再 治 療				
13人	6	3	3	0	3	0	7	8

年末時結核登録者の活動性分類 (令和6年12月31日現在)

総 数	活動性結核								不 活 動 性 結 核	活 動 性 不 明	（結核潜在感染性）	
	総 数	肺結核活動性						活 肺 外 動 結 核			治 療 中	観 察 中
		登録時喀痰塗抹陽性			結核菌陽性	その他の登録時	菌陰性時					
		総数	初回治療	再治療								
20人	7	5	3	3	0	2	0	2	10	3	5	4

結核健康診断実施状況 (令和6年度)

区分		エックス線検査（直接）	I G R A	ツベルクリン反応検査	発見された患者数	発見された無症状病原体保有者	(別掲) 区外保健所からの健診依頼件数
計		62人	113人	3人	1人	4人	20件
感染症法による健康診断	患者家族健診	3	3	0	0	1	
	接触者健診	58	110	3	1	3	
	管理健診	1	0	0	0	0	

中央区感染症の診査に関する協議会

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の規定に基づき設置している。本協議会では、感染症患者に対する就業制限、入院勧告および入院期間の延長、結核患者の医療費公費負担の申請に関して医療内容の適否を審議する。

なお、委員は4人以上をもって構成し、任期は2年である（委員一覧は414頁参照）。

生活習慣病予防

がん、心臓病、脳卒中、糖尿病、高血圧などいわゆる生活習慣病による死亡は、近年死因順位の高位を占め、しかも家庭や、社会の中核を成す年齢層に多発している。

区では、従来から生活習慣病予防対策を積極的に推進しているが、特に「健康増進法」による健康手帳の交付、健康教育、健康相談、「高齢者の医療の確保に関する法律」による健康診査などを実施し、壮年期からの健康保持のための一貫した対策をとっている。

健康手帳の交付

健康診査の記録、その他壮年期からの健康保持のために必要な事項を記載し、自らの健康管理を図るため、健康手帳の利用を促し、希望者に交付している。

令和6年度交付数 28人

健康教育

生活習慣病の予防、健康増進など健康に関する正しい知識の普及を図ることにより「自らの健康は自ら守り、つくる」という認識と自覚を高め、健康の保持増進に役立てることを目的に、各種講習会などを開催している。

健康づくりの推進

若年者から高齢者までの幅広い年齢層の区民の日常生活における運動量を増やし、生活習慣を改善するきっかけづくりとすることを目的として中央区ウォーキングマップを作成している。

また、中央区ウォーキングマップを反映した健康管理機能を搭載する中央区健康アプリ「ちゅうおうヘルス&ウォーク」では、アプリ上で歩数などに応じた健康ポイントを付与し、一定のポイント数に達した区民に景品を贈呈することにより、日常的な健康づくりの意識定着を図っている。

健康相談

心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導および助言を行い、家庭における健康管理に役立てるため、医師、歯科医師、保健師、管理栄養士、歯科衛生士がさまざまな機会を捉えて健康相談を実施している。

また、歯周疾患の予防など成人歯科保健に関する健康教育・相談を実施している。

健康教育および健康相談事業実施状況 (令和6年度)

事業別	区分	総数	健康推進課	日本橋保健センター	月島保健センター	晴海保健センター
生活習慣病予防講演会		4回	1	1	1	1
歯の健康教育		6	1	3	2	0
歯の健康相談		7	5	1	1	0

健康診査

生活習慣病の予防や早期発見、健康管理に関する知識の普及による健康意識の向上を目的として実施している。

1 健康診査

40歳以上の中央区国民健康保険に加入している方を対象

に、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した特定健康診査を実施している。75歳以上の方には高齢者健康診査を実施している。

また、65歳以上の方を対象にフレイル予防健診を実施し、介護予防事業につなげている。

特定健康診査の結果、生活習慣の改善が必要と判定された方に対しては、栄養や運動などに関する特定保健指導を実施している。

健康診査実施状況（令和6年度）

実施人数	結 果		
	異常なし	要指導	要医療
11,601人	1,033	3,596	6,972

特定保健指導実施状況（令和6年度）

動機づけ支援 26人
積極的支援 6人

2 がん検診

がんの早期発見・早期治療を目的として、各種がん検診を実施している。

(1) 胃がん検診

35歳以上の区民を対象に胃がん検診を実施している。

なお、50歳以上偶数歳の方についてはエックス線検査または内視鏡検査のいずれかを選択できる。

胃がん検診実施状況（令和6年度）

実施人数	異常なし	要精密検査など
10,602人	8,984	1,618

(2) 子宮がん検診

20歳以上で、偶数歳および前年度受診していない奇数歳の女性区民を対象に、子宮がん検診を実施している。また、子宮頸がん検診受診者のうち、医師が必要と認めた方に対し、子宮体がん検診を実施している。

子宮頸がんおよび子宮体がん検診実施状況（令和6年度）

実施人数	異常なし	要精密検査など
8,990人 (644)	8,725 (609)	265 (35)

◎（ ）内は子宮頸がん検診受診者のうち、子宮体がん検診受診者数である。

(3) 肺疾患（肺がん等）検診

40歳以上の区民を対象に胸部エックス線撮影を行い、ハイリスクの方に対し、喀たん細胞診検査を実施している。

肺がん検診実施状況（令和6年度）

区 分	実施人数	異常なし	要精密検査など
胸部 X 線撮影	16,845人	12,799	4,046
喀たん細胞診	63	52	11

(4) 大腸がん検診

40歳以上の区民を対象に大腸がん検診を実施している。

大腸がん検診実施状況（令和6年度）

実施人数	異常なし	要精密検査など
15,778人	14,751	1,027

(5) 乳がん検診

36歳以上で、偶数歳および前年度受診していない奇数歳の女性区民を対象に、マンモグラフィ検査による乳がん検診を実施している。

乳がん検診実施状況（令和6年度）

実施人数	異常なし	要精密検査など
6,381人	5,877	504

(6) 前立腺がん検診

55歳以上の男性区民を対象に、前立腺がん検診を実施している。

前立腺がん検診実施状況（令和6年度）

実施人数	異常なし	要精密検査など
5,284人	4,050	1,234

3 肝炎ウイルス検査

肝炎ウイルスを早期発見し、肝炎などによる健康障害を防止することを目的として、40歳以上で区の健（検）診で肝炎ウイルス検査未受診の区民に肝炎ウイルス検査を実施している。

なお、区の検診の対象ではない16歳以上40歳未満の区民については、保健所において検査を実施している。

肝炎ウイルス検査実施状況（令和6年度）

実施人数	異常なし	要精密検査など
2,518人	2,493	25

16歳以上40歳未満の区民を対象にした肝炎ウイルス検査実施状況（令和6年度）

実施人数	異常なし	要精密検査など
37人	36	1

4 30・35健康チェック、ママの健康チェック

30歳と35歳の区民を対象に、健康教育と健康診断を実施し、生活習慣改善の支援を行っている。

また、産後の母親を対象に、健康教育と健康診断を実施し、家族の健康づくりや健康維持の支援を行っている。

令和6年度受診者数

30・35健康チェック 194人（内有所見者 60人）

ママの健康チェック 178人（内有所見者 46人）

訪問指導

40歳以上65歳未満の区民で、療養上の保健指導が必要と認められる人およびその家族に対し、保健師などが訪問して健康に関する問題を総合的に把握し、必要な指導または支援を行っている。

訪問指導実施状況（令和6年度）

区 分	訪 問 件 数（延べ数）			
	計	保健師	栄養士	歯 科 衛生士
総 数	86	86	0	0
健 康 推 進 課	13	13	0	0
日 本 橋 保 健 セ ン タ ー	14	14	0	0
月 島 保 健 セ ン タ ー	12	12	0	0
晴 海 保 健 セ ン タ ー	47	47	0	0

公害保健

公害健康被害補償制度

公害による健康被害者を救済するため、昭和48年に「公害健康被害補償法」が制定され、本区は昭和50年12月19日に第1種地域（大気汚染地域）として指定された。

大気汚染の影響によるぜんそくなど呼吸器系疾患については、個々の因果関係を明らかにして民事上の解決を図ることが不可能であるため、本制度は汚染原因者の共同責任により被害者を救済しようとするもので、医療補償、生活補償および公害保健福祉に必要な事業を行うことによって健康被害者の迅速かつ公正な保護を図ることを目的としていた。その後、大気汚染の態様の変化により、昭和62年「公害健康被害補償法」が、「公害健康被害の補償等に関する法律」に改められるとともに昭和63年3月1日をもって第1種地域の指定解除がなされ、本区も地域指定を解除された。

一方、既被認定者に対する補償は継続され、総合的な環境保健に関する施策の推進など、大気汚染による健康被害の予防に重点を置いた対策の実施が図られることになった。

たばこ健康対策

喫煙による健康への悪影響を減らすための取り組みを行っている。

1 喫煙および受動喫煙による健康被害の啓発

健康増進フェアや健康福祉まつりなどのイベントを活用して、喫煙に関する正しい知識の普及を図っている他、未成年者への喫煙防止教育としてポスターを作成し配布している。

また、プレママ教室（母親学級）やパパママ教室（両親学級）において、喫煙の母体への影響や胎児の発育へのリスクを周知するとともに、妊婦や同居家族に対して禁煙の勧奨を行っている。

2 禁煙したい人への支援

禁煙支援のためのちらし・リーフレットを作成し配布している。また、禁煙を希望する方に対し、禁煙外来治療に係る費用の一部を助成することにより、禁煙を支援し、喫煙者の減少および受動喫煙による健康被害の軽減を図っている。

がん患者ウィッグ購入費等助成

がん治療に伴う外見の変化が生じた方の就労などの社会参加を支援するため、ウィッグ（かつら）や胸部補整具などの購入またはレンタル費用の一部を助成している。

補償給付などの種類

1 療養の給付および医療費

医療機関に公害医療手帳を提示すると、自己負担なしで指定疾病の診療が受けられる。

また、公害医療手帳を提示できなかった場合などに、本人が支払った費用の範囲内で療養費が支給される。

2 障害補償費

被認定者が指定疾病にかかり、これに起因して労働や日常生活に支障を来したことにより生じた損害の補償として、障害の程度により、15歳以上の方に支給される。

3 遺族補償費

被認定者が指定疾病に起因して死亡した場合、遺族の生活の安定を確保するために、当該被認定者によって生計を維持されていた遺族に支給される。

4 遺族補償一時金

遺族補償費を受けられる遺族がいない場合、規定された範囲の遺族に対し一時金が支給される。

5 療養手当

指定疾病の治療のため一定期間以上通院・入院した場合

に、それらに要する諸雑費に充てるため日数に応じて療養手当が支給される。

6 葬祭料

被認定者が指定疾病に起因して死亡した場合、その葬祭を行う方に支給される。

公害健康被害補償認定状況（令和7年3月31日現在）

区 分	計	指定疾病			
		慢性 気管支炎	気管支 ぜん息	ぜん息性 気管支炎	肺気腫
計	147人	2	145	0	0
特級	0	0	0	0	0
1級	1	0	1	0	0
2級	24	0	24	0	0
3級	63	1	62	0	0
等級外	59	1	58	0	0

◎被認定者1人につき複数の疾病を認定している場合もあるが、指定疾病の疾病欄の人数は1人1疾病としている。

公害保健福祉事業

被認定者の福祉の向上を図ることを目的として、健康の回復、保持および増進のための各種保健福祉事業を行っている。

1 リハビリテーション

被認定者を対象に理学療法などの実技指導を行っている。

令和6年度 実施回数 1回 参加人数 3人

2 家庭療養指導

被認定者のうち区内在宅療養者を対象として、病状回復の促進を図るため保健師による日常生活の指導、保健指導などを行っている。

令和6年度 指導件数 85件

3 空気清浄機および加湿器貸与

被認定者のうち在宅患者であって、障害等級が特級、1級の方を対象に空気清浄機および加湿器の貸与を行っている。

令和6年度 貸与件数 0件

4 インフルエンザ予防接種費用助成

被認定者を対象に、疾病予防および健康増進に寄与することを目的として、インフルエンザ予防接種にかかる自己負担金を助成している。

令和6年度 支給件数 43件

公害健康被害予防事業

地域住民を対象として、気管支ぜんそくなどに関する相談・指導を行うことにより、その疾患の予防ならびにその疾患に関する患者の健康の回復、保持および増進を図っている。

1 吸入薬指導相談会

呼吸器疾患で使用する吸入薬の正しい吸入方法について、

薬剤師による吸入薬指導相談会を実施している。また、希望者には保健師による保健指導などを行っている。

令和6年度 吸入薬指導相談会 実施回数 1回
参加人数 2人

2 ぜん息児水泳教室

5歳児～小学生で、軽症ぜんそく児の希望者を対象に区施設を利用して、水泳教室を行っている。

令和6年度 実施回数 10回、参加人数 延べ65人

3 ぜん息児運動教室

令和6年度から小学生・中学生で軽症ぜんそく児の希望者に対し、健康回復および体力の向上を図り、また自己管理方法の習得を目的として、運動教室を行っている。

令和6年度 参加人数 5人

中央区公害健康被害認定審査会

「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づき、大気汚染に関する被害者の認定および補償給付に必要な審査を行い、答申することとしている。

なお、委員は15人以内をもって構成し、任期は2年である（委員一覧は411頁参照）。

中央区公害健康被害補償診療報酬等審査会

公害健康被害補償の診療報酬等の請求に関する診療内容および診療報酬の額などを審査し、答申することとしている。

なお、委員は6人以内をもって構成し、任期は2年である（委員一覧は411頁参照）。

大気汚染健康障害者に対する医療費助成

昭和47年から「大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例」（都条例）が施行され、気管支ぜんそくなどの疾病に罹患し、かつ一定の要件を備えた方に対して医療費の助成を行っている。

令和6年度末 区内被認定者数 420人

中央区大気汚染障害者認定審査会

「中央区大気汚染障害者認定審査会条例」に基づき、大気汚染障害者の認定に関し必要な事項の調査、審議を行い、答申することとしている。

なお、委員は10人以内をもって構成し、任期は2年である（委員一覧は411頁参照）。